

平成26年  
4月1日施行

# 相模原市防災条例を制定

大規模な災害に対しては、行政による対策「公助」だけではなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、市民一人ひとりが自発的な防災対策に取り組むことが重要です。

こうしたことから、市では災害に強いまちづくりを推進するため、市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定めた「相模原市防災条例」を制定しました。この条例に基づく取り組みを進め、災害に対する市民生活の安全・安心の向上・確保をめざします。

## 防災対策の基本的な考え方とそれぞれの取り組み

市民、事業者

### 自助

自らの身は  
自ら守る

家族、友人等（従業員等）との連絡・安否  
確認手段の確保  
居住地（事業所）周辺の危険箇所・災害履  
歴の確認  
避難経路・場所・方法の確認  
3日分以上の食品、飲料水その他の生活必  
需物資の備蓄  
家具等の転倒の防止 出火の防止  
初期消火に必要な資機材の準備  
建築物等の耐震性・耐火性の向上

公園、緑地等の整備  
市立小中学校での防災教育  
防災訓練の実施  
地域特性（市街地、中山間地域、河川流域）  
に応じた対策の実施  
広域的な受援体制の整備  
生活必需物資等の事業者との協定等の締結

地域

### 共助

自分たちのまちは  
自分たちで守る

自主防災組織の活動への参加  
防災訓練への参加  
避難所運営の協力  
災害時の初期消火、救出・救助、  
応急手当、避難誘導等

国・県・市・関係機関

### 公助

市などによる  
取り組み

## 防災条例に定める責務と推進体制

### 市民の責務

災害が発生した場合に、自分や家族の安全を確保するため、必要な備えと、必要な知識・技術の習得に努める。

災害が発生した場合に、地域（近隣世帯など）が相互に協力し、防災対策を円滑に行えるよう、日頃から自主防災組織の活動への参加や、市が行う防災対策に協力するよう努める。

### 事業者の責務

災害が発生した場合に、従業員や来所者等の安全の確保、事業活動の迅速な回復を図るため、必要な備えや、必要な研修・訓練等の実施に努める。

地域社会の一員として、市民・自主防災組織と連携し、市が行う防災対策に協力するよう努める。

### 市の責務

市が有する全ての資源・機能を十分に生かし、国や他の地方公共団体、市民、自主防災組織、事業者などと連携・協力しながら、防災対策を推進する。

市民や事業者に対し、日頃から防災意識の高揚を図るため、自助や共助の考え方について周知するとともに、災害が発生した場合には、災害に関する情報を迅速・的確に提供する。

### 応急対策

市、市民等、事業者等は、災害の発生や発生するおそれがある場合は、帰宅困難者の支援策を含む応急対策を定めています。

### 復旧・復興対策

市は、災害が発生した場合は、災害の復旧に迅速に取り組むとともに、復興計画を策定し、実施する。

### 防災対策の推進体制等

防災対策を推進するため、市民や関係機関と連携した体制を確立する。

「市防災週間」を設け、防災対策への関心・理解を深める取り組みを広く周知する。

市域外で災害が発生し、本市の支援が必要な場合は迅速に支援する。